消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 第 13 条の 5 第 1 項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者 試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 12 月 4 日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日時
乙種危険物取扱者試験	平成20年2月3日(日)午前10時から

2 試験の場所

鳥取市尚徳町 101-5 鳥取県立県民文化会館 第1会議室及び第2会議室

倉吉市山根 529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館 大研修室

米子市古豊千 520 米子職業能力開発促進センター 大教室

3 受験願書の受付期間

平成 19 年 12 月 10 日 (月) から同月 20 日 (木) まで (郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 4 階 財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、3,400円とし、所定の方法により納付すること。

- 6 その他
 - (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課、各消防局及 び各地区危険物保安協会において交付する。
 - (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(電話 0857-26-8389) に照会すること。